

別表第 2 号(第 2 条関係)

周辺への危険度判定基準

	項目	建物及び敷地の立地状況	チェック 欄	危険度判定
周辺への 影響	① 外壁材や屋根材の落下等	落下、又は落下のおそれがある建物である。	☐	☐ 該当 又は ☐ 非該当
		落下、又は落下のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が、当該部分の高さのおおむね 2 分の 1 以内である。	☐	
		隣地及び道路は、当該建物の高さより低い位置にある。	☐	
		隣地は、現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用がある。	☐	
	② 倒壊等	倒壊等のおそれがある建物である。	☐	☐ 該当 又は ☐ 非該当
		倒壊等のおそれのある建物から、道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が、建物の高さ以内である。	☐	
		隣地及び道路は、当該建物の高さより低い位置にある。	☐	
		隣地は、現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用がある。	☐	

※①又は②の項目ごとに判定し、いずれかに該当する場合に危険と判定する。

①及び②の項目の判定は項目ごとに行い、 2 以上のチェック事項に該当する場合とする。